

## 国際課税委員会（第60回）の概要

文責 森信茂樹

2012年8月7日、西村委員（株式会社・パートナーズ 会計事務所）から「クロスボーダー非事業借入金利子の個人所得税における所得分類」を、その後青山副委員長（早稲田大学教授）から、「2011年国連モデル条約改定」について報告をいただき議論を行いました。

西村委員のプレゼンは以下の通りです。

「所得税法 23 条に規定する「利子所得」は、所得の金額が、その年中の利子等の収入金額とされているため（所法23 ）、その獲得のために要した費用の控除が認められていない。しかし、たとえばクロスボーダー非事業借入金利子の仕組みである、金銭消費貸借契約書のマージン・コール条項のように、損失が発生する可能性がある場合が生じるので、利子所得にも経費を認めてはどうか。

具体的には、所得税法 23 条に規定する「利子所得」を「その稼得に全く経費等を必要としない所得」と明確に定義し、所得税法35 条に規定する「雑所得」の中の「経費等を必要とする預貯金利子」を加えて、「担税力に応じた所得分類課税」の理念を実現する。所得税法 23 条に、「利子所得」の「必要経費」を新設して、ペイオフ損失の手当てを含めて、利子所得課税の中での「担税力に応じた所得分類課税」の理念を実現することを提言したい。

これに対し種々議論を行いました。この点について、金融税制研究会報告書（座長、森信茂樹）「金融所得一体課税～個人金融資産1,500 兆円の活用に向けて～」2008 年10 月、JTIのホームページから入手可能 (<http://www.japantax.jp/teigen/file/teigen081001.pdf>) の中で、金融所得の一体化を提言しており、それを参照することが有益である、との意見がありました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。